平成31年2月定例会(付託) 県 土 整 備 委 員 会 資 料 企 業 局

工業用水道の被災時における給水対策について

1 目 的

南海トラフ巨大地震等の大規模災害発災により、吉野川北岸工業用水道が被災した場合の、本格復旧するまでのユーザー企業に対する、継続した工業用水の給水を可能とする対策を行う。

2 内容

- (1) 想定される被害 取水口がある旧吉野川の塩水化等
- (2) 取水地点の変更吉野川柿原堰及び第十堰上流の国営取水口
- (3)給水方法

国営吉野川下流域農地防災事業幹線管路を利用し、農水管と隣接する 工水管路をポンプ設備で接続し、ユーザー企業へ直接給水、あるいは農 業用水路を使用し、浄水場へ送水。

(4) 水利許可

国土交通省からの災害発生による規制緩和措置により、速やかに緊急取水に係る申請を行い、許可を取得。

- (5)協定書等の締結
 - 施設利用に係る協定書:中国四国農政局四国東部農地防災事務所

:松茂町

• 施設管理に係る覚書 :吉野川下流域土地改良区

3 今後のスケジュール

平成31年 3月 協定書・覚書の締結

31,32年度 農地防災事業、企業局事業で接続部設計及び工事

33年 4月 運用開始

工業用水道の被災時における給水対策

